

原第14号 江口浄水場乾燥汚泥積込業務委託 仕様書

1 件名

原第14号 江口浄水場乾燥汚泥積込業務委託

2 委託場所

江口浄水場（新発田市江口550番地） 汚泥保管倉庫（別紙1・別紙2を参照）

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

江口浄水場汚泥保管倉庫（開口部：幅293cm、高さ358cm）で乾燥を進めた結果、搬出可能となった乾燥汚泥（バラ）を、受注者所有の重機で発注者が準備したダンプに積み込む。

5 業務条件及び参考事項

- | | |
|----------------|--|
| ・ 想定作業日数 | 6日 |
| ・ 作業日 | 処分場の受入可能日のうち、発注者と受注者の協議により決定した日（連続最大3日） |
| ・ 想定搬出回数 | 3回 |
| ・ 想定作業時間 | 8:00～12:00、13:00～16:30（受注者の事務所から江口浄水場までの移動時間を含む） |
| ・ 待機時間 | あり（ダンプが浄水場と乾燥汚泥処分場を往復する間） |
| ・ 待機時間の取扱い | 作業時間として計上する。 |
| ・ 重機による乾燥汚泥運搬 | |
| 区間 | 汚泥保管倉庫～ダンプ |
| 概算距離 | 30m～50m |
| ・ 発注者準備のダンプ | |
| 1日の台数 | 1～3台 |
| 想定積載量 | 8トン～10トン |
| ・ ダンプ1日の想定往復回数 | 1台3往復 |

6 契約条件

1 時間当たりの単価契約とする。

7 作業前提出物

- ・提出物 腸内細菌検査（赤痢、サルモネラ（腸チフス、パラチフスを含む）、0157）の陰性証明書の写し
- ・陰性証明書の有効期限 検体提出日から6か月
- ・対象者 江口浄水場で作業を行う者
- ・再提出 陰性証明書の有効期限後に江口浄水場で作業を行う場合、新たな陰性証明書の写しを提出すること。

8 業務報告書の提出

連続する作業日の業務が終了した後、業務報告書を発注者に提出すること。

9 委託料の請求

- ・業務報告書提出後、契約単価に作業時間を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額を請求すること。
- ・請求は、業務報告書提出ごととする。

10 注意事項

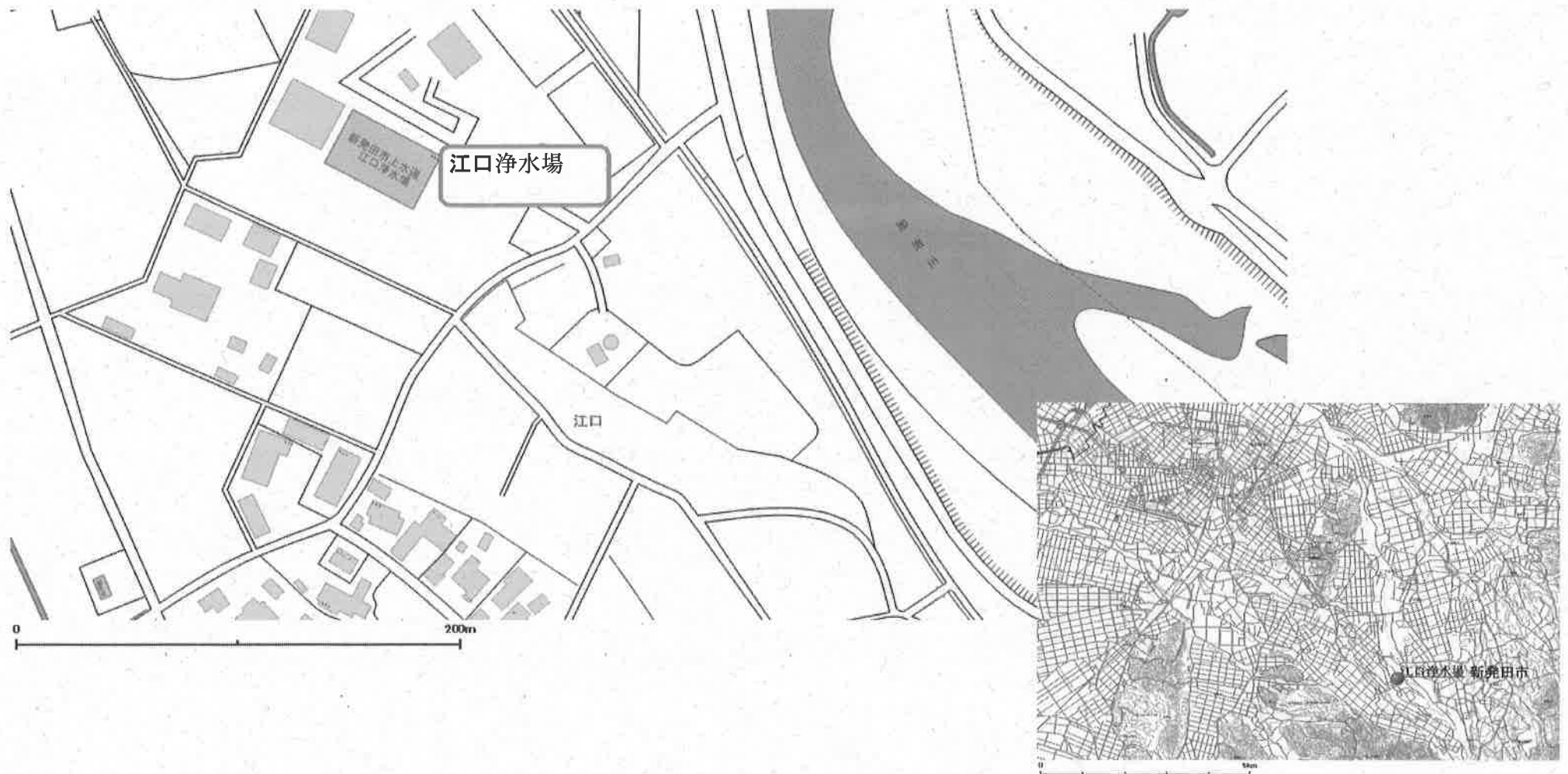
- ・汚泥は、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含んでいる可能性がある。
- ・重機移動箇所の路面が損傷しないよう配慮すること。
- ・作業で道路を汚した場合は直ちに清掃すること。

11 請求書提出先 新発田市水道局浄水課 TEL0254-23-7194

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

別紙1 江口浄水場位置図



別紙2 浄水場構内案内図

